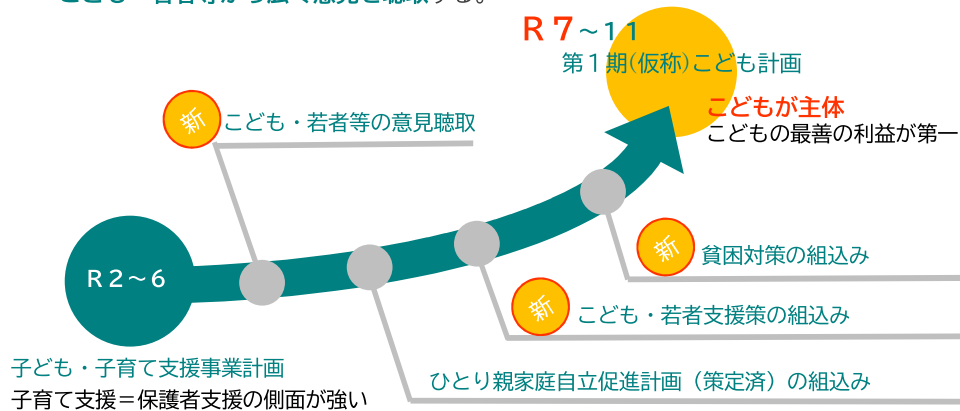


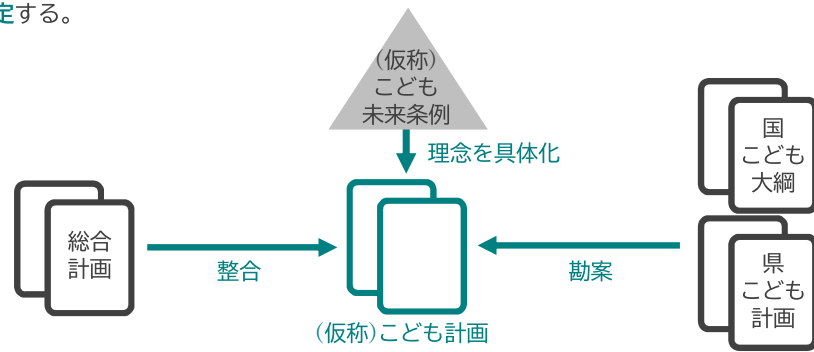
## 1 計画策定の考え方

- 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）
  - 「(仮称)子ども計画」（以下、「子ども計画」とする）は、これまで作成してきた「子ども・子育て支援事業計画」（現在、第二期）に加え、「ひとり親家庭自立促進計画」（策定済）や「子ども・若者計画」（未策定）、「市町村計画（貧困対策）」（未策定）を一体的に策定した計画とする。
- また、すべての子どもの意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「子ども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、**子ども・若者等から広く意見を聴取する。**



## 2 他の計画等との関係

- 子ども計画は、市の**総合計画と整合性を図る。**
- 子ども計画は、今後策定する「(仮称)子ども未来条例」の理念を体系的に具体化する。
- 子ども計画は、「(国)子ども大綱」や「(県)子ども計画(現在策定中)」を**勘案して策定する。**



## 3 骨子素案

- ※現在、「(仮称)子ども未来条例」の理念や「(県)子ども計画」の骨子が策定中であることから、**現段階の骨子は素案とする。**
- 基本理念は「(仮称)子ども未来条例」の理念を掲げる。  
※現在条例案を作成中のため、第二期子ども・子育て支援事業計画の理念を仮に据置く。
  - 施策の方向は、子どもを主体として、「①**子どものライフステージに応じた支援（3段階）**」のほか、「②**すべての子どもの成長過程における支援**」、「③**保護者支援及び社会全体による支え**」を大きな柱とする。（詳細は 資料3 参照）

基本理念	施策の方向
<p>(仮)子どもすすすく おとないきいき みんなで 育ち合うまちへ</p>	① 子どものライフステージに応じた支援  施策1 安心して子どもを産み育てられる環境を整えます  施策2 子どもが成長できる環境を整えます 例) 新 高校、大学への進学機会の支援  新 施策3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します
	② すべての子どもの成長過程における支援  施策4 すべての子どもの成長過程を支援します 例) 新 ヤングケラーへの支援 新 子どもの権利の保障
	③ 保護者支援及び社会全体による支え  施策5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体で子どもの育ちを支えます

## 4 今後のスケジュール(予定)

